

令和3年度戦略的 MICE 誘致促進事業
「沖縄 MICE プランナーズガイド（日本語版）」改訂業務
委託業務仕様書

1. 事業名

令和3年度戦略的 MICE 誘致促進事業 沖縄 MICE プランナーズガイド（日本語版）改訂業務

2. 実施目的

国内外での更なる沖縄 MICE のイメージを発信・定着させ、リピーターの再訪や新規市場開拓を図るため、沖縄での国際会議や企業旅行、報奨旅行等（以下「MICE」とする）の開催に必要な会議施設やホテル、パーティー会場、レクリエーション等の詳細情報を案内し、MICE 開催主催者の要望にかなう幅広い選択肢を提供することを目的に改訂する。

3. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）迄

4. 委託業務内容

既存の「沖縄 MICE プランナーズガイド」をベースに、今年度版の最新数値へ修正、各コンテンツの更新、新たな項目の追加等を行った「沖縄 MICE プランナーズガイド 2022」を作成する。

（1） 校正、ページネーション

①既掲載施設等の情報確認及び更

- ・ 閉業施設以外全ての掲載施設・事業者等に掲載内容の確認を行い更新すること

②新規施設の追加及び閉業施設の削除

- ・ 対象施設は OCVB より指定する（約 50 件）
- ・ 追加する際の情報収集は受託事業者で行うこと

③体験プログラムに SDGs のゴールイラストを追記

- ・ 追加するゴールイラストについては各施設に確認すること

④ページネーション

（2） P2～P11 の内容更新

①P2～P3 沖縄が選ばれる理由！を沖縄 MICE ブランド説明に変更

②P4～P5 新規施設情報の更新

- ・ 掲載情報については受託者にてライティングして各事業者に内容確認をとること
- ・ 写真は OCVB より提供

③P5 CSR プログラムを SDGs プログラム内容に変更

④P7 インタビュー内容の変更

・OCVB が提供するインタビュー記事から要約して掲載すること

⑤P9 首里城跡・牧志公設市場の写真を変更

⑥P10～P11 情報更新

・石垣空港の変更や下地島空港の追加

(3) パンフレットデータ版作成業務

①納品方法：DVD-ROM

②規格：A5 判 210 mm×148 mm、フルカラー

③頁数：220 頁

④ベースとなる「沖縄プランナーズガイド 2017」の PDF データについてはダウンロードより取得

URL/https://mice.okinawastory.jp/root/digitalbook/MICE_PlanersGuide2017/

5. 成果物等一覧

委託事業者が提出すべき成果物等は表 1 のとおりとする。

表 1 成果物等一覧

項目	数量	内容
素材データ (DVD-ROM)	2 枚	①本業務で作成した入稿用データ (イラストレータデータ等加工可能なデータ及び PDF データ)、②写真、図版素材の電子データ (非圧縮)、③ウェブに掲載可能な PDF データ (圧縮) ④その他 OCVB が必要と認めるもの

6. 契約不適合責任

(1) OCVB は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) 前項の場合において、受託者は、OCVB に不相当な負担を課するものでないときは、OCVB が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(3) 第 1 項の場合において、OCVB が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、OCVB は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

①履行の追完が不能であるとき。

②受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

③成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

④前三号に掲げる場合のほか、OCVB がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込み

がないことが明らかであるとき。

7. 著作権・特許等

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

8. スケジュール

受託事業者は以下の内容にて受託内容の実施及び成果物等の納品をOCVBまで行うこと。

納入期限：令和4年3月18日(金)

納入場所：一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー本社

9. 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

- (1) 提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務に使用する新規追加となった会議室、ホテルの図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。本業務にて制作するパンフレットの文字校正及び色校正は、必要に応じてOCVBが行う。
- (3) 本業務にて制作するパンフレットに使用するコンテンツ、図版及び写真については、全てOCVB内で二次使用が利用可能なこととする。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更すること

がある。

(6) 次年度以降の印刷等については沖縄県、OCVB が運用を委託する事業者へ引き継ぐものとする。

10. 問い合わせ先

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 MICE 推進課
担当 内嶺、平安座、山城
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 産業支援センター2F
TEL／098-859-6130 FAX／098-859-6222 E-mail／ mice@ocvb.or.jp

以 上

令和3年度戦略的MICE誘致促進事業
「沖縄MICEプランナーズガイド（日本語版）」改定業務
証憑書類一覧

本事業に係る費用内訳およびその支払いを証明する証憑書類は以下の内容とし、それぞれ1部提出すること。

- ①銀行振込証明書（銀行振込証明書がない場合は領収書でも可）
- ②納品書（物品の納品がある場合）
- ③人件費（業務内容が明記された業務日報または出勤簿、人件費規定、謝金規定等）
- ④その他必要根拠資料等

※電子的な方法による支払いを行う場合は、金融機関のシステム上で振り込みが「完了」していることを示せるものも銀行振込証明書と同等に扱うものとする。

※金融機関以外のシステム（受託事業者の経理システム等）上での振込完了画面は、単独では証票書類として取り扱えないため、振り込んだ証拠となる書類が別途必要となる。

（通帳の写しで、事業支出に該当する振り込み部分のみを記したもの等）

【問い合わせ先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
受入事業部 MICE 推進課 担当 内嶺・平安座・山城

Email: mice@ocvb.or.jp

TEL／098-859-6130 FAX／098-859-6222

〒901-0152 沖縄県那覇市字小祿 1831-1

沖縄産業支援センター2F